

# 民研だより

民主教育研究所  
Research Institute of Democracy and Education

No. 138  
2018年12月10日

## CONTENTS



- ◆ チビチリガマでの出会い ..... 山本由美 1
- ◆ 地域に根ざした教育の継承に向けて 「環境と地域」研究委員会報告  
..... 川尻剛士 3
- ◆ 教育専門職・労働者の働き方はどうあるべきか 民研フォーラム報告  
..... 勝野正章 4
- ◆ 大阪市の教員人事評価 ..... 八木英二 6
- ◆ 民研日誌、寄贈図書等 ..... 8

## チビチリガマでの出会い

山本由美 (民研運営委員 和光大学)

1945年4月1日、チビチリガマで〇〇があった。

自由の森学園の教師、菅間正道氏が、高校1年生に当てはまる言葉を考えさせた「伝説」の授業がある。資料を提示されて生徒たちは話し合いながら様々な回答を考え、主体的な歴史認識を深めていく。

今、私は自分なりに言葉を当てはめられる。ジェノサイドがあった。そこだけでなく沖縄で起きたのは間接的ではあるにせよ日本軍によるジェノサイド(大虐殺)だった。

10月の終わり、大学生たちとともに、例年沖縄で平和学習の旅をする和光小学校6年生に同行した。そこで天候によるルート変更で急にチビチリガマを訪問することになった。一昨年、地元の高校生が「きもだめし」と称してガマを荒らして

以来、中に入ることは禁止されていたので、外から見学する予定だった。しかし、ガマの入り口で思いがけず県外の宗教者を案内する知花昌一氏に出会い、予定は一変した。それは高校生の事件後、初めてのガマ内の見学が知花氏に許された日だった。偶然訪れた私たちも小学生たちもガマの見学を許され、説明を聞くことができた。その後、氏が講演で上京された際にもインタビューの機会を得た。

知花氏は、地元、読谷村で38年間タブーになっていたチビチリガマの事件を聞き取り、検証して公にしたメンバーの一人だ。1983年のことだった。その4年後に、沖縄国体の読谷村ソフトボール会場で、掲げられた日の丸を引き下ろして燃やした事件の当事者でもある。さらにはその後、反戦地主の一人として国を相手取り土地の

返還を求める「ゾウの檻」訴訟を最高裁まで続けている。

80年代に教育行政学を専攻する大学院生だった私は、1989年学習指導要領改訂の「国旗」「国歌」「義務化」の後に起きた多くの学校紛争の調査をしていた。その時に氏の「焼き捨てられた日の丸―基地の島読谷村から」(1988年 本の泉社)を読んだ。卒業式をめぐってPTAや生徒会、教師たちが管理職ともめていたまわりの事件からは少し遠い印象だった。でも当時、沖縄で多くの教師たちの懲戒処分が出たことには心を痛めた。

ガマの中で、荒らされたままの遺品を前に知花氏は語った。薬瓶も遺骨も当時のまま残されている。チビチリガマでは約140名のうち85名が亡くなった。当初は84名とされていたが後に乳児の遺骨が発見されたという。中に日本軍の軍人はおらず、老人と女性と子どもばかりで、特に乳幼児が多かった。上陸前の艦砲射撃の中、彼らは20日もガマにこもっていた。そして上陸したばかりのアメリカ軍に包囲された後、皇軍の教え通り竹やりで戦うことに決めた。しかし、すぐに撃退され3名が負傷する。その後、自決すべきだとする元兵士と反対する女性たち間で対立が起きた。その元兵士と従軍看護婦だった20代女性は南京大虐殺を経験しており、日本軍が捕虜に対してどのように残虐な行為をしたのかを知っていた。アメリカ軍も同様だと信じていた。

アメリカ軍の呼びかけも、置かれた食糧も拒絶して緊迫するガマの中で、10代の少女が母親に殺してくれと懇願する。彼女は、知花氏が「動物的忠誠心」と称する沖縄の皇民化教育の優等生であった。その殺害がもたらしたパニックの中で、元従軍看護婦が注射器で親族らに薬物を注射し、元兵士たちがガマの中間地点に積み上げた布団に火をつけた。多くの人々が一酸化炭素中毒で倒れ、入り口付近にいた者だけが外に逃げる事ができた。

生き残った母親たちは、多くの子どもたちが死んだ事件のことを口にする事ができなかった。しかしタブーの中でも、注射をした元看護婦の話は誇張されたうわさとなり、残された遺族たちはずっと苦しめられた。アルコール依存症になる者もいた。

何よりもひとつのコミュニティが戦後長い期間、このような秘密を持ち続けることは、大きな心の傷をそのままにしておくことだったに違いない。ずっと悪夢を見ているようだったとある証言者は述べている。そして、知花氏によると、一人が語り始めると皆が次々に語り出し、聞き取り調査は1週間で終わったという。

調査後、事件が公になって初めて死者を弔う慰霊のモニュメントがガマの入り口に作られた。遺族らはようやく鎮魂の祈りをささげられた。しかし、完成から7か月後、知花氏が日の丸の事件を起こした際に、右翼団体の手でモニュメントは破壊された。氏は、チビチリガマの出来事を追体験したことが自分の核になっていたので、日の丸を引き下ろすことは自分にとって当然のことであると述べる。しかし、モニュメント破壊について、特に遺族の思いについて語る言葉には深い苦悩が感じられた。

私は、沖縄で戦時下に起きたことについて学習してきたし、歴史的なジェノサイドについて学んでもいる。しかし、知花氏から直接聞いた話に、経験したことの無い重みを感じている。沖縄の人々は意図的に、組織的に犠牲にされた。その一端から全貌が見て取れた。

あることをきっかけに、急に理解が深まることがある。そして、知ってしまった真実を、忘れてはいけない事実を、次の世代に伝えたいと思ひ、伝えていくことが教育なのかもしれない。どうしたらうまくできるのか、考えなければならぬけれど。



# 地域に根ざした教育の継承に向けて

## 「環境と地域」教育研究委員会報告

川尻剛士（「環境と地域」教育研究委員会幹事）

私たち「環境と地域」教育研究委員会は、2011年の福島第一原子力発電所事故後、改めて国民教育研究所「環境と教育」研究委員会以来の委員会の研究活動を反省し、多くの核関連施設が集中立地する下北半島の諸問題を再び私たち自身の問題として問うべく調査研究を開始した。以下に報告するのはその中間報告として取りまとめた『下北半島の未来を紡ぐー地域、教育、民主主義』（民研年報2017）の現地合評会「下北の“地域”“教師”に学ぶつどい」（10月27日@青森県国民教育研究所）の参加記である。

### 下北の“地域”“教師”に学ぶつどい

当日は執筆者（青森民研・むつ市退職教師・民研「環境と地域」教育研究委員会）を含め、青森県内で長く活躍された退職教師、下北半島で働くベテラン教師と若手教師のおよそ20名が参集して活発に感想・コメントが交流された。

合評会の中で印象的であったのは、かつて1970年代に下北半島の公害教育運動の担い手として活躍された一人の教師が「〈地域と教育〉は教師の側からするとともに結びついてきたわけではない」と発言されたことである。また続けて「私が地域のことを改めて考えるようになったのは下北半島の公害・開発問題に直面してからだ。でも地域を守ろうと思っても最初は地域がわからなかった。それ以前に地域を意識したことがなかった。そういう経験がなければ地域はわからない」と。ともすれば「現在の教師は地域に出ない」と結論を急ぎがちだが、先の発言はそうした認識に大きく転換を迫るものであるだ

ろう。教師はいかにして地域を発見するのか、そしてかかわるようになるのだろうか。言うまでもなく、今日の教師を取り巻く状況は様々に困難が付きまとっている。しかし、かつての教師がいかに地域を発見しかかわるようになったか、その展開過程の理解のストックを豊かにしていくことは、今日において地域に根ざした教育の継承を励ますためのきわめて重要な素材となるのではないだろうか。

また、執筆者の多くが言われたように、同書の編集作業と刊行を通じて、私たち自身が下北合同調査の共通の見取図を得ることができたことも大きかった。さらには執筆者のみならず、調査を支え続けてこられた先生方や当日参加された現役の先生方からも、同様の趣旨のコメントを頂戴できたことは得難い幸せであった。

当然ながら、今後の課題も依然として多く指摘された。だが、それは一つの共通の見取図を得たからこそ取り組むべき課題がよりクリアに見えてきたことの証左でもあるだろう。青森民研の一人の先生が「とても一日では論評しきれない。ぜひまた検討の機会を！」と力強く言われたが本当にその通りだ。何度も私たちはこの共通の見取図に立ち戻ってそれを修正したり拡張したりしながら、今後なすべきことを語り合わなければならない。そして今回のように、新しい仲間を得ながら一緒にそれをさらに進めていきたい。そうすることがきっと地域に根ざした教育の継承の道に通じていると思えるから。



## 教育専門職・労働者の働き方はどうあるべきか 「働き方改革」の検証

本研究フォーラムは、10月27日(土) 13:30～16:30、全国教育文化会館 5階会議室で開催された。開催のねらいは、1)教職員の長時間労働の実態を検証し、その真の原因を分析すること、2)文部科学省・教育委員会が進めている「学校における働き方改革」が持つ問題点(限界や矛盾点)を明らかにすること、3)教育専門職・労働者に相応しい働き方について多面的に掘り下げ、その実現のために真に必要な改革を議論すること、であった。

### 長時間過密労働の実態と原因

米田雅彦さん(全教・生権法制局長)は、全教や文部科学省による勤務実態調査の結果を示しつつ、教員の過酷な長時間過密労働の実態を報告した。全教の調査では77.8%の教員が今の働き方では「身体がもたないかもしれない」と不安を訴えており、20代の教諭でも65.5%がそのような不安を覚えている。

米田さんは、教職員の心身の健康を脅かす長時間過密労働が常態化しているのは、「本来業務」をこなすだけで所定内労働時間を優に越えているにも関わらず、仕事の総量に見合った教員配置がなされていないことに根本的な問題があると指摘した。学力テスト対策の全国的な蔓延や学級通信、保健だよりなどが管理職の点検、承認なしには発行できないという学校内の検閲・管理体制の強化も長時間過密労働を強いるとともに、専門的な自律性を発揮し、創意工夫を凝らした教育実践を行う余地を教員から奪っている。



高橋哲さん(民研運営委員・埼玉大学)は、教員が教育公務員という特殊な身分法制のもとに置かれていることで、労働負担に対する正当な経済的補償や労働当事者としての意見反映など、憲法が保障する勤労者としての権利が剥奪ないし形骸化されていることが根本的な問題であると論じた。

高橋さんは「給特法」を詳細に分析して、臨時的時間外労働に対する根拠を示す労基法33条が「教育、研究又は調査の事業」を除外対象としているにも関わらず、強引に読み替えが行われていることなど、数多くの問題点を指摘した。また、文部科学省は「限定4項目」以外の職務は「自発的行為」であるとしているにも関わらず、自治体公費である特殊業務手当が支給されているのは、「限定4項目」以外に超過勤務は存在しないという「給特法」の前提とそもそも矛盾を来している。公立学校教員給与の国立学校準拠制廃止以降、自治体の判断で教職調整額の減額が可能になっていることも看過できない。

加藤健次さん(全教常任弁護団)は、教員の長時間労働という問題を現代日本における全般的な労働条件悪化という文脈のなかで捉える必要性とともに、教育内容(活動)に及ぼす悪影響



という視点を持つことが重要であると訴えた。超過勤務禁止の原則が形骸化しているにも関わらず、超過勤務手当支払いの否定によって、教職調整額をはるかに超える「ただ働き」が横行しているという「給特法」の重大な矛盾が、各地で行われてきた超勤裁判、措置要求の取り組みによって、いよいよ明らかになってきている。

## 真に求められる改革

文部科学省の「緊急提言」や各地の教育委員会が進めている「働き方改革」「業務改善」諸施策は、本フォーラムで確認された教員の長時間過密労働を生み出している原因と正面から切り結ぶものとなっているとは到底言えない。米田さんが指摘したとおり、採点を教員以外の者に委託するような業務の機械的な切り分けは、教育活動の質に深刻な影響を与えかねない。政府・文科省によって検討が進められている1年単位の変形労働時間制は、学期中における長時間労働を合法化することに他ならず、時間外勤務は命じないとした「給特法」の原則を放棄するものである。

高橋さんは、こうした政府・自治体による「働き方改革」に対して、労働基本権問題を含めた教員給与関連法制の包括的・抜本的改革を提起した。すなわち、教員に労働基準法に基づく時間外(休日)勤務・手当のルールを適用するとともに、給与・勤務条件等に関する団体交渉権を教職員に認めるべきであるとする。高橋さんによれば、現行法のもとでも、公立学校教員が三六協定を締結することは可能である。さらに高橋さんは、教員給与基準立法の必要性を唱えるとともに、学級数に基づいて教員定数を算出する際に用いられる「乗ずる数」と実労働時間を連動させた基礎定数の改善を提言した。

一方、加藤さんは超過勤務禁止の原則(校務は勤務時間内に終わる)を実現できる条件整備を政府・自治体を実現させることを重視して、抜

本的な教員増と業務負担の軽減が必要であると論じた。実際に行わせてしまった時間外勤務に対しては手当(割増賃金)が支給されなくてはならないが、労働基本権が制約されている現状では、それだけで長時間労働を規制するのは難しい。また、今日の政策・施策が問題を働く側の意識や姿勢にすり替えていることを批判して、「自発的労働神話」「やりがい搾取」から脱却するとともに、教員の長時間労働問題を児童・生徒の学習権保障と一体のものと捉えて、自発的研修を保障することが必要であるとした。さらに、当面の実践的課題として、部活動の問題も含めた業務軽減を保護者や地域とともに議論しながら、民主的に進めることを提起した。

## まとめにかえて

報告を受けての議論では、教員の長時間過密労働の実態とその背景・原因について、さらに報告があった。教員自身の労働時間意識、生命・健康に対する意識や職場内での同調圧力が仕事量の削減を許さない現状こそ変えなくてはならないとの指摘もあった。教員の働き方を変えることは学校の役割や在り方を変えることでもあり、保護者や地域に向けて現状を積極的に発信し、理解を得ながら進めるべきだという提起をめぐって活発に意見が交わされた。

本フォーラムを通じて、学習指導要領の忠実な実行や学力テスト対策の実施など教員に長時間過密労働を強いている教育政策・施策の見直しや教員増をはじめとする抜本的な教育条件整備の拡充が最も必要な改革であることは改めて共通に確認された。その一方で「給特法」を含む教員勤務・給与法制の改革や、保護者や地域とともにどのように改革を進めるかなどの課題については、時間が不足して十分には議論を尽くすことができなかった。今後も議論を継続していきたい。

(民研運営委員 東京大学 勝野正章)

# 大阪市の教員人事評価

八木 英二（民研顧問・滋賀県立大学名誉教授）

本年8月の記者会見で大阪市長は「教員人事評価」を新方式に変えるとした。全国学力・学習状況調査(以下、全国学テ)の政令市20の結果ランキングが「べった」(市長の弁/方言で最下位の意味)を続けてきたとの状況認識から、学テ結果の数値データを使う教員評価が学力向上のために必須と位置づける。全国学テ結果で人事評価を行うことは「公平・公正」かつ「客観的」であるというのである。

この全国学テの平均正答率に加え、小学校の経年テストや中学校の大阪府チャレンジテストの結果まで用い、教員の昇給と勤勉手当の増減及び校長の経営戦略予算の増減を図る。9月の大阪市総合教育会議では換算手続きの概要説明と論議があり、2019年の試行実施に向けた具体化の準備作業が進行中である。今後、2020年の学テ結果に基づき2021年度から新人事評価を本格実施する予定だという。

## 1、教員評価で成果主義は成り立つか

学テ結果で給与の増減をはかるのは、成果を信賞必罰で煽る功労競争の教育版である。メリットペイあるいはパフォーマンスペイとも呼ばれる。それが教育の場にふさわしいやり方なのか。大阪府で実施される高校入試内申点へのチャレンジテスト結果の反映等、すでに多くの批判がなされているが、大阪市はさらに深刻なテスト漬けに陥るとの懸念が広がっている。

新人事評価の方式は、学テデータの正しさや妥当性が前提となる。9月の大阪市総合教育会議(以下、「会議」)でも、当然ながらそのことが討

議のひとつの焦点になった。批判を気にしてか、市長は「家庭の教育、家庭の経済力、家庭的な事情、…そういったものが複合的に重なって学力というのが一定程度決まっている」等、多面的な要因は認めつつ、それでも「学力を上げなくてよいのか」「みんなが頑張れば、当然最下位は脱出できる」と、学テ万能の持論で「会議」を絶えずリードした。

「会議」委員(特別顧問)も、「学力データを批判するのはやさしいけれども、他の情報源がより信頼に値するのか…」「不登校の生徒をしつかりと対応した、いじめ問題に対応したなど…評価しないといけない…ただ、…数値で評価するということが、あまりにもなされていない」等、数値自体が客観的だとかだわる市長の政治判断を支えている。

しかし、教育経済学の「会議」委員からは、金銭のインセンティブを教員評価結果につなげる効果については、専門家の立場からマイナスに影響する事例や、地域によって多様な結果がある旨の情報も示され、「学テ結果を改善したとしても、将来にわたって必要な認知能力を改善するかどうかということは、今後も…慎重に見ていく必要がある」と発言するなど、効果一辺倒のデータ紹介ではなかった。

また、他の「会議」委員からも、「慎重な議論を重ねたうえで、ある程度教職員が納得して導入していくべき」とか、「指標をきっちりしないと、地方公務員法違反ではないかという疑義も生じてくるので、ここについてまずきちんと固めて、疑義がない形にしながら次の具体的な評価の項目を煮詰めていくという作業が必要」等、慎重な発言が少なくない点に留意すべきだろう。

それにもかかわらず、総合教育会議の招集者である市長は来年2019年の試行実施に向けた骨子を作成すべく論議を強引に統括した。最後は、今後のスケジュールを確認し、「会議」は終了したのである。教育振興基本計画と総合教育会議の体制下で首長の政治介入が目立つ「会議」であった(会議録は大阪市教委HP)。

## 2、教育指導実践の複雑さと教員評価

学テという数値目標だけで本当に客観的で「公平・公正」な教員評価ができるのか。8月の記者会見では市長自身が「自分は現場を知らないけれども」と言い訳を繰り返さざるをえなかったように、学校現場での実践の意味を抜きに教員評価を語ることはできない。

では、教育実践に携わる教員の仕事(教職)とはどういうものか。まず、教職の目的とは大きく「子どもの成長と発達」や「教え学ぶ喜び」に関わるものであることを見失ってはならないだろう。あらゆるテストが問題だというのではなく、学びの豊かさを目指すには当事者と協働しうる実践の省察や自主研究を伴う不断の検討がテストの意義を確かめるためにも必要である。

教職にはひとまず「子ども(人間)相手の職業である」というきわめて複雑な特殊性がある。子ども理解と共感、教育課程づくりや指導計画を含め、人間同士の生きた諸関係「子ども(同士)―教師(同士)―保護者(同士)」の相互に入り組んだ展開の下で「なぜ学校で学ぶのか」といった「公教育」の意味や科学や文化の在り方をも問う仕事であるからだ。

教員評価の対象となる子どもの学びの活動は、教員側の一方的なイメージで制御できない人格と人格の主体相互の関係性から成り立っている。その意味で、他の実践に比べ成果の不確実性が了解されてきた。

一方、労働範囲が見えにくい実態からは、担

当労働時間(授業時間数など)の適正化という子どものための授業の充実に必須の課題がある。市長の記者会見や「会議」のいくつかの発言で驚かされるのは、信賞必罰の教員バッシングのみで論議が終始し、実践本来の複雑さと支援の観点がまったくみられないことである。

本当に大阪市が教員の実践力量を高めたいと望むのであれば、授業準備の時間すら十分に取れない過(加)重勤務の実態をまず改善し、授業力を高めるための授業研究の条件や時間的保障を整えていくべきである。拘束力の強さで知られる学習指導要領体制を変え、教育課程編成を含む教員自身の協働と活性化をめざすための教育条件整備の喫緊の課題は多い。

## 3、学校教育を支援する

8月の会見で「チャレンジテストと全国学テのどちらの過去問を重視するのか」と記者に問われ、「自分だったらどちらもやる」と市長が応答したように、「テスト漬けの勉強にこそ学校教育の意義がある」との自らとりつかれた信念によって、子どもの発達と現実から遊離したまま大阪市の教育界はますます袋小路に陥る恐れがある。テスト結果の数値自体がいくら客観的にみえるにせよ、これでは実践の丁寧な省察と向上が疎外されかねない。

レッスン・スタディの言葉で国際的にも注目されてきた現場教師の協働による授業研究のレベル等もふまえつつ、子どもの学習を本気で支援するとはどういうことなのか、大阪市の事例を含めじっくり考えてみたい。



## 民研日誌 9～11月

- 9月 3日 三役・事務局会議  
中等教育研究委員会
- 9月 6日 道徳教育プロジェクト
- 9月 7日 防災訓練
- 9月 8日 第2回運営委員会
- 9月10日 「ジェンダーと教育」研究委員会  
「環境と地域」教育研究委員会
- 9月13日 教育行財政研究委員会
- 9月15日 教育課程研究委員会
- 9月16日 子ども研究委員会
- 9月21日 『人間と教育』編集委員会
- 9月22日 子ども・若者と学ぶ 憲法集会
- 9月30日～10月 2日 阿智村・飯田調査(教育行財政  
研究委員会)
- 10月 8日 小中一貫教育研究会
- 10月11日 子ども全国センター幹事会
- 10月13日 高校教育研究委員会  
「教育のつどい」実行委員会
- 10月15日 中等教育研究委員会
- 10月19日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 10月20日 教育課程研究委員会  
子ども研究委員会
- 10月22日 教育行財政研究委員会  
「環境と地域」教育研究委員会
- 10月25日 道徳教育プロジェクト学習会
- 10月26日 会計監査
- 10月27日 フォーラム「教育専門職・労働者の働き方は  
どうあるべきか」
- 10月29日 『人間と教育』編集委員会
- 10月30日 三役・事務局会議
- 10月31日 「安倍改憲」と改憲手続 全教学習会
- 11月 3日 止めよう！改憲発議—この憲法で未来をつ  
くる11・3国会前行動
- 11月 6日 『デジタル教科書』の効果的な活用の在り  
方等に関するガイドライン検討会議」傍聴
- 11月 7日 子ども全国センター幹事会
- 11月 9日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 11月10日 第3回運営委員会
- 11月12日 『人間と教育』校正
- 11月17日 教育課程研究委員会
- 11月19日 中等教育研究委員会  
『人間と教育』編集委員会
- 11月20日 『人間と教育』出張校正
- 11月23日 [大学生]高等教育無償化プロジェクト  
学習会
- 11月25日 子ども研究委員会
- 11月26日 教育行財政研究委員会
- 11月27日 三役・事務局会議  
「環境と地域」教育研究委員会
- 11月29日 子ども全国センター文部科学省交渉

## 寄贈図書・資料 9～11月

- ◆ 無償教育と国際人権規約 三輪定宣 新日本出版社
- ◆ 子どもNPO白書2018  
子どもNPO白書2018(第2号)編集委員会 エイデル研究所
- ◆ わかる・役立つ教育学入門  
植上一希・寺崎里水編 大月書店
- ◆ 学びなおしの部落問題 大阪教育文化センター「部落  
問題解決と教育」研究会著 部落問題研究所
- ◆ 教科書レポート 「教科書レポート」編集委員会  
日本出版労働組合連合会
- ◆ 日本の私学教育 第49回全国私学夏季研究集会  
全国私立学校教職員組合連合
- ◆ 改訂高等学校学習指導要領批判検討  
全教教文推進委員会編集 全日本教職員組合

## 投稿論文募集

### 民研『年報2019(19号)』

『年報2019(19号)』に掲載する論文の投稿を呼びか  
けます。投稿規程に基づき投稿をお願いします。

《民主教育研究所年報投稿規程》

- 1 個人論文を本年報に投稿できるのは、研究委員、運  
営委員、評議員、顧問、賛助会員、及び、研究委員、運  
営委員、評議員、顧問の紹介による者とします。
- 2 投稿原稿は未発表のものに限ります。
- 3 原稿は図表、注を含め、横書き2万字以内とします。
- 4 原稿の審査の公正を期する為、原稿には氏名、所属  
を記入せず、別紙に記して下さい。
- 5 投稿の提出期限は2019年3月10日とします。
- 6 提出先は、民主教育研究所年報編集委員会とし、封  
筒には「年報原稿在中」と明記して下さい。
- 7 投稿の詳細な規程は執筆要領に定めます。

## 賛助会員 加入のお願い

### 民主教育研究所は

全日本教職員組合の組合員と賛助会員によって、財  
政が支えられ運営されています。真理と真実に基づき、研  
究を通して広く教育に携わるものの実践を支え励ます拠  
点として、1992年に設立されました。8つの研究委員会と  
「道徳教育プロジェクト」によって、研究が進められ、研究  
と実践をまとめた『年報』や季刊『人間と教育』を発行して  
います。

### 賛助会員になると

季刊『人間と教育』、『民研だより』(年4回)が無料で自  
宅に郵送されます。民研発行の書籍を各1冊、半額で購  
入できます。

民研だより No.138 2018年12月10日

発行 民主教育研究所 発行責任者 梅原利夫

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1

全国教育文化会館 5F

TEL 03-3261-1931 Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org HP <https://www.min-ken.org>